

回覧

## 元気なコミュニティだより

二宮町百合が丘 2-29-6(2丁目会館) 090-5211-6891 <https://gen-comi.jp>

## 再生協・ゲンコミ10周年感謝の会開く

元気なコミュニティ協議会(廣上正市会長)は19日(日)、「地域再生協議会・ゲンコミ10周年感謝の会」を開いた。この5月には、平成28年(1916年)の立ち上げからまる10年の節目を迎える



ことから、この間の活動を後押しして下さった方々をお招きした。現在の役員を合わせた40名強が一堂に会し、おほめの言葉と辛口の激励が交錯する楽しい場になった。

冒頭、廣上会長が挨拶し、一貫してお世話になってきた二宮町、共同・協賛事業を中心に深いつながりを継続してきた県住宅供給公社にお礼を述べた。また、「ゲンコミへ移行から4年。財政的にも自主自立へと進みつつある」と報告し、ポスト10年への継続支援をお願いした。

二宮町からは村田町長はじめ三役、県公社からも猪股県政顧問、蔀元専務理事ら関わり深い方々が登壇した。ゲンコミがお世話になってきた方々との交流は昨年春の「生涯学習講座100回の会」に続く。最後は、やまゆり合唱団を指導する桑田二宮演奏家協会長の独唱で締めくくった。



## 百合が丘自治会の再抗議への回答 (裏面)

百合が丘自治会から4月13日付でゲンコミだより50号の表現を巡る2度目の抗議文の提示があり、このほど廣上会長名で回答した。内容は「自治会長名の無断使用への謝罪」など4項目で、各項目ごとに当協議会の見解を返している。

(ゲンコミの見解は裏面。同自治会の追加抗議文はゲンコミHPに掲載)



## 百合社協部会と共催 5/24 コモンズ福祉まつり

ゲンコミと百合が丘社協部会が手を組んだ新イベント「コモンズ福祉祭」を開催する。5/24

ゲンコミ・百合が丘社協共催  
**コモンズ福祉祭**  
5月24日(日) 10:00~14:00  
会場なのはなハイツ(百合が丘3-6)  
コミュニティルーム(音楽・合唱発表会)  
広場(未病センター、餅つき80食、豚汁おにぎり)  
音楽プログラム(無料)

10:00 しほみコール  
10:40 うたと体操で元気  
11:50 武間親子のサクセスとピアノ  
12:30 コーラス友  
13:00 アンサンブルミモサ  
13:30 ジョイフルハーモニカ

**楽しく  
おいしい催し**

**コモンズ福祉まつり**  
第35回ふれあい福祉まつり  
第3回健康コモンズまつり  
5月24日(日)  
10:00~14:00  
場所: なのはなハイツ

足つぼマッサージ 白バイと交通安全  
手話体験 やきいも  
出張未病センター  
健康と福祉をテーマに、笑顔あふれる一日を!  
共催: 百合が丘地区社協 元気なコミュニティ協議会

(日)、10-14時。会場はなのはなハイツコミュニティルーム(CR)と広場をフル活用する。CRの目玉は当施設利用音楽・歌声サークルの発表と武間親子のサクセス・ピアノ演奏。町保健センターの出張未病センターもオープンする。広場では焼き芋、カンナカンナコーナー、豚汁とおにぎりやきたて餅80食を格安販売する。たのしくおいしいイベントです。



百合が丘自治会長 小口愛子 様

元気なコミュニティ協議会 会長 廣上正市

#### 4月13日付、貴会からの追加要請について

拝啓 平素より地域活動にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、4月13日付にて貴会より、3月初旬の抗議に含まれた4項目に関し、改めて対応を求める文書を受領いたしました。当協議会は、去る3月23日付で当該項目に関わる包括的な見解をお示ししております。同一項目について今回、改めて是正を求めてこられたことは、貴会との間に依然として認識の隔たりが存在するものと受け止めております。

なお、貴文書において、「期限内に誠意ある是正対応が確認できない場合には、貴団体との一切の関係を解消する」との厳しい姿勢が示されております。当協議会としては、こうした表明も含め、冷静に本件の整理を行う必要があると考えております。以下、各項目について当協議会の見解を改めて申し述べます。

#### 1. 自治会長個人名の掲載について

ゲンコミだより50号における氏名の記載は、団体の対応状況を説明する中で代表者名を付記したものであり、社会通念上広く行われている表現方法の範囲内にあります。

当協議会としては、本件が人格権・名誉権の侵害に該当するとのご指摘については、法的小および社会的観点から見ても妥当性を欠くものと判断しており、これに基づく謝罪および事前承諾の確約には応じることはできません。また、繰り返しになりますが、団体名に会長名を付記したのは、特定個人への評価や非難を目的としたものではなく、あくまでも事実関係の説明の一部として行ったものであることを誤解なきよう、改めて明記しておきます。

#### 2. 「事実と異なる内容」とのご指摘について

当該の指摘は、「減便の影響、今後の影響も見えていない」との記載を指すものと理解しております。この表現は、これまでのやり取りおよび複数の判断材料に基づき、地域課題に対する認識の差異を示す趣旨で記載したものです。当協議会としては、当該記述が事実と異なるものとは認識しておりません。従って、「事実と異なる内容」とする評価には同意できず、これを前提とした謝罪要請には応じることはできません。

一方で、本件についての認識の相違が存在すること自体は事実であり、複雑な要因が絡むこのテーマに関し、貴会の考え方やそのニュアンスがあつ凝縮された言葉の中に十分には反映されていない可能性については当方も認識しております。地域住民に対して双方の見解を適切に伝えることは重要です。このため、貴会において本件に関する正式見解を文書にてご提示いただければ、当協議会の媒体(だより・ホームページ等)において掲載する用意があることを、改めて申し添えます。

#### 3. 回収・訂正等の措置について

ゲンコミだより50号はすでに回覧および配布を終えており、紙媒体に加え電子的にも広く共有されている状況にあります。当協議会としては、当該内容について訂正を要すると認識には至っておらず、また「誤情報の拡散防止措置」としては具体的に何を求められているのか、その範囲および内容を明確に特定することが困難であることから、回収および訂正等の措置には応じることはできません。

#### 4. 今後の氏名使用に関する事前承諾について

団体の活動や意思決定の説明に際し、代表者名を付記することは一般的な表現方法であり、これを一律に事前承諾の対象とするとの要請は、当協議会として受け入れることはできません。従って、本件の確約についても応じることはできない旨、明確に申し述べます。

**結びに** 本件については現時点において、事実関係および評価の双方において見解の相違が存在しております。その一方では、地域における諸団体の関係は、個別の見解の違いを超えて継続されるべき性格のものであるとの認識も持っております。2月末の申し入れを受け、二宮町及び神奈川中央交通からバスの減便・路線再編に関する返答が近々される見込みです。我々はこれらの取り扱いを含めた今後の在り方について、地域全体の利益追求の視点を忘れることなく、冷静かつ建設的な話し合いや関係強化へと進むことが望ましいと考えております。

敬具